

身体的拘束の最小化に関する取り組みについて

■ 基本方針

当院は、患者さんの権利と尊厳を最大限に尊重する観点から、身体的拘束を原則として行わないことを基本方針とします。やむを得ず実施する場合においても、患者さんの安全確保を最優先としつつ、早期解除に向けた取り組みを組織全体で継続してまいります。

職員一人ひとりがこの方針を深く理解し、患者さん一人ひとりに寄り添ったケアを実践できるよう、院全体で取り組んでまいります。

院長 千葉 雄

■ 具体的な取り組み

① 基本方針の発信

身体的拘束最小化への取り組みを表明し、全職員に周知しています。

② 継続的な職員教育

身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入院患者に関わる全ての職員が受講する体制を整えています。

③ 身体的拘束最小化チームによる管理・巡回

専任チームが拘束用具の一元管理を行うとともに、拘束が実施されている患者さんへの定期的な巡回を行い、病棟スタッフと連携しながら解除に向けた具体的な検討を進めています。

④ 身体的拘束に至らないための予防的ケア

転倒・転落リスクや不穏状態など、身体的拘束が必要となりやすい状況を早期に把握し、必要な機器・環境整備・声かけの強化など、拘束を行わずに安全を確保するための予防的なアプローチを積極的に実施しています。

⑤ 代替ケアの推進

身体的拘束を行わずにケアできる用具や方法について、職員からの提案を積極的に取り入れる仕組みを設けています。

■ 身体的拘束実施率の推移

※実施率は 4 ヶ月に 1 度定期的に更新します。

時期	身体的拘束実施率	備考
2026 年 4 月	2.70%	
2026 年 5 月	2.67%	(直近)
2026 年 6 月		